

目黒区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度
事業実施要綱

制定 平成17年9月1日付け目健介第635号決定

一部改正 平成18年6月30日付け目健介第71号決定

一部改正 平成21年3月31日付け目健介第3788号決定

一部改正 平成23年6月1日付け目健介第456号の2決定

一部改正 平成26年7月1日付け目健介第1488号決定

一部改正 平成27年7月1日付け目健介第1818号決定

一部改正 平成28年7月1日付け目健介第1550号決定

一部改正 平成29年5月31日付け目健介第1055号決定

一部改正 平成30年10月1日付け目健介第3703号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業（社会福祉法人及び社会福祉事業を直接経営する国又は地方公共団体（以下「社会福祉法人等」という。）が、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者を対象として介護保険サービスの利用者負担額を軽減する制度を実施する場合に、その社会的役割に鑑み当該軽減額の一部を公費により助成する事業をいう。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象サービス)

第2条 この事業の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定介護老人福祉施設における施設サービスとする。

(社会福祉法人等による申出)

第3条 目黒区の区域内において対象サービスを提供する施設を運営する社会福祉法人等は、この要綱に基づく利用者負担額の軽減を行おうとするときは、生計困難者に対する利用者負担額軽減申出書（別記第1号様式）により、区長にその旨を申し出なければならない。

(軽減の対象者)

第4条 対象者（以下「軽減対象者」という。）は、その属する世帯が住民税非課税であって、特に生計が困難である者及び生活保護受給者とする。ただし、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者であって、利用者負担割合が5%以下の者（ただし、ユニット型個室に入所している者を除く。）は対象としない。

2 前項に規定する「特に生計が困難である者」とは、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であって、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として区長が認めたものとする。

(1) 世帯の年間収入が基準収入額（単身世帯の場合は、150万円とし、世帯構成員が1人増える毎に50万円を加算した額）以下であること。

- (2) 世帯の預貯金等が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増える毎に100万円を加算した額）以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- (6) 介護保険料の徴収権消滅期間があることにより、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に法第69条の規定による給付額減額の記載がされていないこと。

（対象となる利用者負担額）

第5条 軽減の対象となる利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）は、軽減対象者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち、次に掲げるものとする。ただし、食費負担額及び居住費負担額については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が支給されている場合に限る。

- (1) 介護費負担額
- (2) 食費負担額
- (3) 居住費負担額

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により軽減対象者となる者については、ユニット型個室の居住費負担額のみを、生活保護受給者については、個室の居住費負担額のみを軽減の対象とする。

（軽減の割合）

第6条 軽減の割合は、利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費負担額の全額とする。

（区による助成の割合）

第7条 区長は、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額のうち、その2分の1を助成する。ただし、軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額収入に対する割合が10%を超える部分については、その全額を助成するものとする。

2 前項の助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うものとする。

（利用者負担額軽減の申請等）

第8条 本要綱に基づく利用者負担額の軽減を受けようとする者は、生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書（別記第2号様式。以下「確認申請書」という。）に、収入及び預貯金等申告書（別記第3号様式。以下「収入等申告書」という。）及び資産及び扶養の有無に関する申告書（別記第4号様式。以下「資産等申告書」という。）を添付して、区長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示して行わなければならない。

3 区長は、申請者が軽減対象者であることを確認するため、申請者に対し必要な書類の提出を求められることができる。

4 区長は、第1項の規定による申請があった場合には、第4条に規定する要件に照らして、軽減対象者であるか否かを速やかに調査の上、軽減対象者として決定した場合は、その旨申請を行った者に対して社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（別記第5号様式。以下「決定通知書」と

いう。)により通知するとともに、第6条に定める軽減割合を記載した社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(別記第6号様式。以下「確認証」という。)を交付しなければならない。ただし、軽減対象者でないと認めるときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

(確認証の有効期限)

第9条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日とする。ただし、確認証を発行した月が4月、5月、6月又は7月の場合にあつては、当該月の属する年度の7月末日とする。

(確認証の更新)

第10条 軽減対象者は、確認証の有効期限後においても引き続き確認証の交付が必要な場合にあつては、確認証の更新の申請を行うことができる。

- 2 確認証の更新の申請は、7月末日までに確認申請書を区長に提出して行わなければならない。
- 3 前項の申請に当たっては、確認申請書に、収入等申告書及び資産等申告書を添えて行わなければならない。

(確認証の再交付)

第11条 確認証の交付を受けた者が、交付された確認証を紛失又は破損した場合には、確認証の再交付を確認申請書により区長に申請することができる。

- 2 破損による再交付に当たっては、確認申請書に、確認証を添えて行わなければならない。
- 3 紛失による再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を区長に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第12条 確認証の交付を受けた者は、介護保険被保険者(以下「被保険者」という。)の住所又は氏名を変更したときは、速やかに生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証記載事項変更届(別記7号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出は被保険者証を提示して行うものとする。

(確認証の返還)

第13条 確認証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく確認証を区長に返還しなければならない。

- (1) 確認証の有効期限に至ったとき。
- (2) 確認証の交付を受けた者が転出又は死亡により目黒区の被保険者でなくなったとき。
- (3) 要介護被保険者でなくなったとき。
- (4) その他区長が必要であると認めるとき。

(軽減の方法)

第14条 確認証の交付を受けた者は、この要綱に基づき軽減措置の適用を受けようとするときは、対象サービスを受ける際に、当該社会福祉法人等が第3条の申出を行った社会福祉法人等であることを確認した上で、確認証を提示しなければならない。

- 2 前項の規定による確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証を提示した者に対し、確認証

の内容に基づき利用者負担額の軽減を行う。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 確認証の交付を受けた者は、この要綱による軽減を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第16条 偽りその他不正の行為によって、確認証の交付を受け、この要綱による利用者負担額の軽減措置を受けた者（以下「不正利得受給者」という。）があることが判明した場合は、区長及び社会福祉法人等は相互に連携を図り、区長は確認証の無効等を不正利得受給者に通知して確認証の返還を求め、実施法人等は、必要に応じて、不正利得受給者をして当該軽減済額の全部又は一部を返還させなければならない。

2 社会福祉法人等は、不正利得受給者から前項に規定する返還金を受領したときは、その旨を区長に連絡し、軽減状況の報告並びに助成申請書において必要な是正を行った上で、交付済分の助成金については、是正内容に基づく額を区長に返還しなければならない。

3 区長は、前項に規定する助成金の返還を社会福祉法人等から受けた場合又は受けることが明らかになった場合には、速やかに東京都知事に連絡の上、補助金の交付申請に係る報告、交付済分の清算において、必要な措置を講じるものとする。

(他の利用者負担額の軽減制度との関係)

第17条 軽減対象者が、区長が別に定める要綱等によって、この要綱に基づく軽減措置とは別の制度による利用者負担額の軽減対象者となる場合には、まず、これら別の制度による軽減を適用し、その後もなお生計の維持が特に困難である状況が改善されない場合について、この要綱による軽減措置を適用するものとする。

(高額介護サービス費との関係)

第18条 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第51条の二に規定する高額医療合算介護サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減措置を先に適用し、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を行うものとする。

2 指定介護老人福祉施設に入所する利用者負担第2段階の者の施設サービスに係る利用者負担額のうち介護費負担額については、高額介護サービス費の見直しにより、この要綱に基づく軽減を上回る軽減がなされることにかんがみ、軽減措置の対象としない。

(特定入所者介護サービス費等との関係)

第19条 介護保険制度における特定入所者介護サービス費等との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、この要綱に基づく軽減措置の適用を行うものとする。

(生活扶助基準見直しに伴う特例措置)

第19条の2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基く軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支

給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基く軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金自給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

3 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金自給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

4 平成30年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金自給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

（事業の実施の特例）

第19条の3 自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能であることを申し出た社会福祉法人については、第7条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第19条の2の各条のとおりとする。

（その他必要な事項）

第20条 社会福祉法人等に対する利用者負担額軽減額の助成の方法その他この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（事前手続）

2 この要綱に基づく軽減措置を受けるための手続等は、この要綱の施行の前においても行う

ことができる。

(確認証の有効期限の特例措置)

- 3 適用年月日が平成26年7月1日から平成27年7月31日までの間の確認証の有効期限は、第9条の規定にかかわらず、平成27年7月31日とする。

(確認証の更新の特例措置)

- 4 有効期限が平成27年7月31日の確認証の更新の申請は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までに確認申請書を区長に提出して行わなければならない。

付 則 (平成18年6月30日付け目健介第71号)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 第21条の規定による経過措置の適用を受けるための手続等は、平成18年7月1日前においても行うことができる。

付 則 (平成21年3月31日付け目健介第3788号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年6月1日目健介第456号の2)

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年7月1日目健介第1448号)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月1日目健介第1818号)

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成28年7月 日目健介第1550号)

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年5月31日目健介第1055号)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則 (平成30年10月1日目健介第3703号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。